

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月11日（金）第2948号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- | | | |
|---|-----------------|----|
| ○鹿児島県家庭教育支援条例（※） | （政務調査課取扱い） | 1 |
| ○鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（※） | （人事課取扱い） | 5 |
| ○鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※） | （人事課取扱い） | 10 |
| ○鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※） | （税務課取扱い） | 10 |
| ○鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（※） | （青少年男女共同参画課取扱い） | 14 |
| ○鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（※） | （保健医療福祉課取扱い） | 15 |
| ○動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※） | （生活衛生課取扱い） | 16 |
| ○鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例及び鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※） | （高校教育課取扱い） | 16 |

条 例

鹿児島県家庭教育支援条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第59号

鹿児島県家庭教育支援条例

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われる。このことは、子どもにとって、親が人生最初の教師であるとも言える。

基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。特に、幼少期における家庭教育は、人の一生に大きな影響を及ぼす面があり、学校の役割は、その家庭で造り上げられた土台の上に建物を乗せるようなものである。

私たちが住む鹿児島県には、「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えをはじめ、教育を大事にする伝統や風土があり、これらを背景に地域の教育力が育まれていく中で、日本の黎

明期をリードした幾多の人材を輩出してきた。そして、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民みなで協働することで子どもの育ちを支えてきた。また、子どもの育ちとともに親としての育ちも支えられてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中で、次第に地域の教育力が低下していき、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力も低下してきていることが指摘されている。また、子育て等に対する親の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめの問題や子どもたちの自尊心の低さも指摘されている。現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、家庭教育が困難になっている社会とまず認識することが必要である。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題であり、こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる鹿児島県の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で、地域的な共同活動を行うものをいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 保護者は、その子どもの教育について第一義的責任を有する。

2 家庭教育の支援は、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし、また、自らも親として成長していくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者及び地域活動団体と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化等に関する行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、そ

の雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。
(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。
(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、親としての学びを支援するための講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。
(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になるために必要な知識を学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、学校等が親になるための学びの機会を提供する場合は、これを支援するものとする。
(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互の連携の推進を図るものとする。
(関係者の連携した活動の促進)

第15条 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。
(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。
(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供を行うものとする。

- 2 県は、教育における保護者の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

- 3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介

その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第60号

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条の2・第9条」を「第8条の2—第9条」に改める。

第3条第2項中「いう。」の次に「以下この項，」を加え、「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改め、「よらず」の次に「，かつ，第8条の3第11項に規定する認定を受けな

い」を加え，「を含む」を「及び傷病によらず，地公法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に，「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 11年以上25年未満の期間勤続し，その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
 - (3) 11年以上25年未満の期間勤続し，第8条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め，同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は，退職日給料月額に，その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し，地公法第28条の2第1項の規定により退職した者（地公法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地公法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条の3第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し，法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し，その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条第2項中「割合」を「勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合」に改める。

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表第5条第1項の項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改め、同項の前に次のように加える。

第4条第1項	いう。)	いう。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
--------	------	--

第5条の3の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第5条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃又は勤務公署（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集をする人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) その他知事が人事委員会と協議して定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募

をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者
 - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (3) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地公法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に掲げる募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地公法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅

滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

- 14 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - (2) 第18条第1項又は第2項本文の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 地公法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。ただし、第8条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に職員として在職していた者が改正前の鹿児島県職員退職手当支給条例第4条第1項第3号に規定する者に該当する場合（その者が改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第5条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。）には、新退職手当条例第

4条第1項第2号に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。

3 任命権者は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から平成25年10月31日までの間において新退職手当条例第8条の3第1項の規定による募集を行うに当たっては、同条第2項の規定により募集実施要項に記載する退職すべき期日又は期間を、同年11月1日以後の期日又はその初日が同日以後の日である期間としなければならない。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿児島県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第17条中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第61号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表21の2の項第1号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第2号及び第3号中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同項第6号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項第20号中「及び第6項」を削り、「含む。）」の次に「及び第6項」を加え、同項第21号及び第22号中「（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第24号から第26号までの規定中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

別表土木部の表6の2の項第2号中「及び国土交通大臣への報告」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第62号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受ける

べき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第23条の2第1項第3号中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

第35条第2項中「第53条第48項」を「第53条第42項」に改め、同条第3項中「第53条第49項」を「第53条第43項」に改める。

第35条の4の見出し中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に、「第3条の3第4項」を「第3条の3第4項第1号」に改め、「（個人に限る。）」を削る。

第35条の11中「第8条の3第2項」を「第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号」に、「で定める」を「に規定する」に改める。

第35条の13第1項中「又は租税特別措置法」を「，租税特別措置法」に改め、「（という。）」の次に「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第2項中「又は上場株式等の配当等」を「，上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第35条の15第2項を削る。

第35条の18第1項中「，選択口座」を「，租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

第35条の20中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

附則第5条の7中「附則第9条の3第1項」の次に「，附則第9条の3の2第1項」を加える。

附則第7条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第20条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第20条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第1項の規定により計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株

式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第20条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、「第20条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項第2号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第3号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（同項）を」（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項）に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

附則第9条の3の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第20条及び」を「第20条第1項及び第2項並びに」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第20条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第4項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第2項中「県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他令附則第18条第4項に規定する金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに」を「同条第3項及び第4項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら）を削り、「同法第37条の10第1項」を「所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。）」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条の3の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第20条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第1項の規定により計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第20条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上

場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

- 2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「附則第9条の3第1項」とあるのは「附則第9条の3の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条第1項、第23条の2第1項第3号、第35条、第35条の4、第35条の11及び第35条の13の改正規定、第35条の15第2項を削る改正規定並びに第35条の18及び第35条の20の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成28年1月1日
- (2) 附則第5条の7、第7条の2及び第9条の3の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定並びに次条第4項及び附則第3条の規定 平成29年1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（次項及び第3項において「28年新条例」という。）の規定中地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（次項及び第3項において「新法」という。）第23条第1項第14号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（次項及び第3項において「旧法」という。）第23条第1項第14号に規定

する利子等については、なお従前の例による。

- 2 28年新条例の規定中新法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第23条第1項第15号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 3 28年新条例の規定中新法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる同項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧法第24条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 4 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部改正）

第3条 災害被害者に対する県税の減免に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「という。）」の次に「附則第7条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、附則第9条の3の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

.....

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第63号

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（委員でない者の出席）

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 支援会議の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

.....

鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第64号

鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年鹿児島県条例第95号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成25年度分の都道府県調整交付金から適用する。

.....

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第65号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「又は」を「（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は」に改める。

第11条の表以外の部分中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同条の表中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に、「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこの」を「猫の」に、「ねこ引取り手数料」を「猫引取り手数料」に改める。

第18条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例及び鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第66号

鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例及び鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正）

第1条 鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例

第1条中「鹿児島県立高等学校」を「鹿児島県立中学校（以下「県立中学校」という。）」の入学者選抜手数料及び証明手数料並びに鹿児島県立高等学校」に改める。

第2条中「（以下「生徒」という。）」を削る。

第6条中「（以下「校長」という。）」を削る。

第11条を第12条とする。

第10条中「既納の」の次に「入学者選抜手数料，」を加え，同条を第11条とする。

第9条第1項中「校長」を「県立中学校又は県立高校の校長」に，「生徒」を「当該学校に在籍する生徒」に改め，同条第2項中「校長」を「県立中学校又は県立高校の校長」に改め，同条を第10条とする。

第8条第1項中「で，全日制の課程，定時制の課程，通信制の課程又は専攻科の教育を受けるもの」を削り，同条第4項中「校長」を「県立高校の校長」に改め，同条を第9条とする。

第7条第1項中「県立高校」の次に「（通信制の課程を除く。）」を加え，同条第3項を次のように改め，同条を第8条とする。

3 前2項の規定は，県立高校に在籍する生徒が転入学を志望する場合（転学先の県立高校の校長が選抜を行う場合に限る。）又は県立高校に在籍する生徒以外の者が転入学を志望する場合について準用する。

第6条の次に次の1条を加える。

（入学者選抜手数料）

第7条 県立中学校の入学者は，入学願書提出の際に，入学者選抜手数料を納付しなければならない。

2 入学者選抜手数料の額は，2,200円とする。

3 前2項の規定は，県立中学校に転入学を志望する生徒について準用する。

（鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例

第1条中「高等学校」を「鹿児島県立中学校（以下「県立中学校」という。）及び鹿児島県立高等学校（以下「県立高校」という。）」に改める。

第2条及び第3条中「高等学校」を「県立中学校及び県立高校」に改める。

第4条の見出しを「（入学者選抜手数料，授業料等）」に改め，同条中「高等学校の」を

「県立中学校の入学者選抜手数料及び証明手数料並びに県立高校の」に改め、「鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例」を「鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例」に改める。

別表中 「

名	称	所 在 地
---	---	-------

」を

「 中学校

名	称	所 在 地
鹿児島県立楠隼中学校		肝属郡肝付町

に、

高等学校

名	称	所 在 地
---	---	-------

」

「

鹿児島県立高山高等学校	肝属郡肝付町
-------------	--------

」を

「

鹿児島県立高山高等学校	肝属郡肝付町
鹿児島県立楠隼高等学校	肝属郡肝付町

」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。